

高松市監査委員告示第 2 7 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 3 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P 24	創造都市推進局	農林水産課	R7.6.13
2	R5	R5.11.30	第27号	指摘	補助金の適正な交付事務について	P 11		文化財課	R7.6.23
3				意見	文化財建造物等修繕に係る契約事務処理について	P 12			
4	R6	R6.2.29	第5号	意見	補助金交付に係る事務処理について	P 9	教育局	人権教育課	R7.6.26
5		R7.2.28	第10号	意見【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P 4	総務局	人事課	R7.6.20

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度及び令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度及び令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

2 令和6年度の重点取組事項

(2) 附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月13日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年度より、申請者から使用料減免申請書を徴している。 また、係長会を通じて課内職員に対し、高松市公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図り、再発防止に努めるとともに、提出された申請書の内容については、行政財産使用許可台帳管理簿において、減免の状況や根拠の確認を行い、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	補助金の適正な交付事務について		
指 摘 の 内 容	補助事業については、高松市補助金等交付規則に基づき、その事業内容を精査するとともに、当該年度に余剰金が発生した場合は、本市へ返還するよう、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度補助事業分から、補助事業者に対し、交付申請時に提出する収支予算書及び実績報告時に提出する収支決算書には、補助金の交付対象となる事業内容を記載するよう指導するとともに、当課において、交付の妥当性を含めて事業内容等を適正に審査し、余剰金が発生した場合は、市へ返還させるよう事務処理を改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	文化財建造物等修繕に係る契約事務処理について		
意 見 の 内 容	工事における契約事務処理については、工事内容の性質や目的を熟知した上で、競争に付することができるものと、特殊な技術等を要するため、施工者が限られ競争見積に適さないものとを明確にし、契約過程において公平性が欠けることのないよう取り扱うとともに、競争見積を行う場合は、複数業者からの参考見積により、適正な予定価格を設定するよう取り組むことなどについて、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P12		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見について、令和6年度から、施工者が特定される文化財建造物等の修繕工事については、高松市随意契約ガイドラインに基づき、適正に理由を付した上で、随意契約により事務処理を行うこととした。 また、競争見積を行う場合は、複数業者から参考見積を徴取することとし、適正に予定価格を設定している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	補助金交付に係る事務処理について		
意 見 の 内 容	補助金交付事務については、補助事業の効果を十分に確認・審査するとともに、同一の事業である場合は一括して処理するなど、事務処理の軽減に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月26日
所 管 課 等	教育局 人権教育課
措 置 結 果	本件意見に係る教職員研究費事業補助金については、令和6年度から、需用費事業及び負担金事業を一括して交付決定するよう事務処理を改めた。 また、補助事業の具体的な内容や効果について、提出された補助事業等実績報告書などにより、事業別の実施状況等を確認・審査している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意 見 の 内 容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月20日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて必須項目とされている内容を掲載したほか、当該マニュアルの規定に沿った内容に修正した。 また、令和7年3月のリスクマネジメント会議等において、当該マニュアルに基づき、掲載内容に不備がないかを定期的に確認するよう周知したほか、附属機関等の会議開催の都度、適時適切な情報を掲載するよう、周知することとしている。